

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年3月31日（火）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	名 取 顕 一
副委員長	田 中 香 澄
理 事	浅 川 のぼる
理 事	宮 本 伸 一
理 事	金 子 てるよし
理 事	上 田 ゆきこ
理 事	海 津 敦 子
委 員	石 沢 のりゆき
委 員	山 田 ひろこ
委 員	白 石 英 行
委 員	浅 田 保 雄

4 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

5 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副 区 長
加 藤 裕 一	副 区 長
丹 羽 恵 玲 奈	教 育 長
新 名 幸 男	企 画 政 策 部 長
竹 田 弘 一	総 務 部 長
榎 戸 研	防 災 危 機 管 理 室 長
高 橋 征 博	区 民 部 長

長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
畑 中 貴 史	総務課長
野 苅 家 貴 之	情報政策課長

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	眞 鍋 由起子
議事調査担当	平 尾 和 香

7 本日の付議事件

- (1) 令和8年3月臨時議会提案事項について
- (2) 議員の派遣について
- (3) 議事日程・追加について
- (4) 本会議の流れ及び所要時間について
- (5) 文京区議会情報セキュリティ基本方針について
- (6) その他

午前 9時57分 開会

○名取委員長 時間前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思えます。

委員等の出席状況ですが、委員の方は、全員御出席。

理事者につきましては、本日は、野苧家情報政策課長にも御出席をお願いしております。

○名取委員長 それでは、令和8年度3月臨時議会提案事項について、説明を受けたいと思えます。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和8年3月区議会臨時議会の提案事項につきまして、御説明を申し上げます。

案件は、条例案1件でございます。

提案事項のデータを御覧ください。

第1は、「文京区特別区税条例等の一部を改正する条例」でございます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、文京区特別区税条例の一部改正でございます。

(ア)は、軽自動車等の取得時に課することとしていた軽自動車税の環境性能割を、令和7年度末をもって廃止するものでございます。

(イ)は、軽自動車税の種別割の名称変更で、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税とするものでございます。

(ウ)は、その他規定の整備をするものでございます。

イは、平成26年6月議会で議決いただきました「文京区特別区税条例等の一部を改正する条例」の一部改正で、平成28年度以前に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割の税率に係る経過措置を定めた附則の規定につきまして、先ほど御説明いたしました、ア、(イ)と同様、軽自動車税の種別割の名称変更を行うものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてですが、本件は、総務区民委員会に付託いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、本件の取扱いについてですが、本日の本会議を途中休憩して、直ちに議案審査を行うため、総務区民委員会を第一委員会室で開催することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議員の派遣についてであります。

資料2「議員の派遣について」を御覧ください。

友好交流都市との親善、情報交換その他相互理解を深めるための交流活動を通じて、双方の友好関係の促進及び文京区政のさらなる発展に資する知見を得ることを目的とし、沖縄県うるま市に、資料のとおり議員を派遣することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、本件については、本日の本会議に、議長発議により追加提案し、議決することといたします。

○名取委員長 続きまして、議事日程・追加議事日程についてであります。

資料3「議事日程・追加議事日程」を御覧ください。

事務局長より、本会議の日程について報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 本日の議事日程でございます。

日程第1として、総務区民委員会に付託予定の条例案1件でございます。

次に、本日の追加議事日程です。

追加日程第2として、先ほど御決定いただきました「議員の派遣について」でございます。

以上でございます。

○名取委員長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間についてであります。

事務局長より、本日の本会議の流れ及び所要時間について、報告を受けたいと思います。
佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、3月31日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、依田翼議員と金子てるよし議員が指名されます。

次に、3月臨時議会の議会期間の宣告が行われまして、3月31日の1日間とされます。

次に、諸般の報告として、定期監査（工事監査）の結果に関する報告について、定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する報告について、定期監査（学校監査）の結果に関する報告について、令和7年度2月分例月出納検査結果の報告について、計4件の報告がございます。

次に、日程に入ります。

日程第1として、議案第102号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会を開催し、議案第102号に係る審査を行います。

委員会終了後、議場に参集し、再開宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会から議案審査報告書が提出されますので、これを本日の日程に追加いたします。

次に、議案第102号が議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第2として、「議員の派遣について」が議題となり、議案を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で本日の日程が終了し、全ての議事が終了いたします。

区長から御挨拶をいただき、散会宣告となります。

本会議の流れは、以上です。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣告から休憩宣告までが6分程度、再開宣告から散会宣告までは8分程度と見込んでおります。これに、休憩中の総務区民委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きます、文京区議会情報セキュリティ基本方針についてであります。

本件は、地方自治法第244条の6により、情報システムの適正に利用するための規定を新規に整備するものです。

なお、内容につきましては、幹事長会において協議され、承認されたものであります。

詳細については、事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、資料4-1を御覧ください。

こちらは、文京区議会情報セキュリティ基本方針として、文京区情報セキュリティ規則を位置付けること、議員については、別途、文京区議会情報セキュリティを確保するための方針を定めることを申合せ事項に規定するものでございます。

次に、資料4-2を御覧ください。

こちらの文京区情報セキュリティ規則は、先ほどの地方自治法の改正に基づき、区の方針として、令和8年3月19日に令和8年4月1日を施行日として区が定めたものでございます。ただし、議員は対象外とされてございます。

次に、資料4-3「文京区議会情報セキュリティを確保するための方針（案）」を御覧ください。

第1条は、この方針の目的として、文京区議会議員が議会活動において保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、文京区議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的事項を定めることを規定してございます。

次に、第4条を御覧ください。

適用範囲としまして、方針は議員に適用すること、また、議員が議会活動において使用する情報システム及び情報資産を対象とすることを規定してございます。

次のページの第5条を御覧ください。

情報セキュリティの確保に努めるための議員の遵守義務を規定してございます。

次に、第6条は、情報セキュリティの具体的な対策を規定しています。

次に、第7条は、情報セキュリティ点検として、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、必要に応じて点検等を行うことを規定してございます。

次に、第8条は、この方針は、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと、第9条は、この方針に基づき、必要に応じて情報セキュリティ対策基準等を定めることを規定してございます。

説明は以上です。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局長の説明のとおり、規定を整備したいと思いますが……。

金子委員。

○金子委員 1点、ちょっと確認させていただきたいんですが、情報セキュリティを確保するための方針の2条の(3)の情報資産ということの定義というか、意味内容について聞きたいんですけども、議会活動に関して、いろんなデータが、情報があって、それも含めて、その前段にある情報システムと一体に、今、パソコンとかネットというんですかね、いろいろ使っております。そういうものについて、情報セキュリティを確保するということで、パスワードを付したり、セキュリティソフトなんかを入れるというのは、今の時代、当然だというふうに思うんですけど、情報資産の説明というか、(3)のことが書いてありますけれども、私たちが議会活動に関して得る様々な情報の中には、議案とか議会からのいろんな説明とかいうものも当然ありますけれども、当然、そのほかに、例えば区民の方々のいろんな相談とか、それから党派独自のいろんな会議や会合の情報とか、もしくは、中には無所属の方だけじゃなくて、政党に入っている方もおられますから、そういう政党の情報とか、そういうような、いろいろ、今、パソコンの中には混然一体に入って、私たちは仕事をさせてもらっているという状況があります。

したがって、この議会活動に関して、文書、データ、個人情報、議会資料、会議とかその他の情報ということでいきますと、少なくとも党派の独自の情報とか、それから今言った例で言えば、区民の方々のいろんな相談対応したときの情報とか、そういうものについては、この情報資産という点では当たらないというふうに考えておく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

で、確認したいのは、その情報資産の定義というか、考え方というか、これ全体として、方針ということですので、規則とか条例とかというのとまた違う性格のものだというふうに思うんですけども、その点については、一番、厳密に言おうとすると、憲法で言うところの政党結社の自由ということが当然ありますので、そういう問題については、この方針は及ばないというふうに私は考えますけれども、その点でどのようにこの情報資産の定義を考え、

方針の運用というのを考えるのかということについて、お聞きしたいというふうに思います。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 情報資産もそうですけれども、4条の適用範囲の中に書いてあり、情報資産も含めまして、議会活動に関するものということが適用範囲となっており、情報が含まれていて、区の方で作成している資料ですとか、事務局の方で作成している資料、一定の関与がある資料というのは、当然、この情報資産の中に入ってくると思いますけれども、議員活動として、区もしくは事務局が関与していないものなどについては、この方針の適用範囲には入っていないという認識でございます。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 はい、分かりました。方針ということですので、情報システムやパソコンとかデータの存在場所とかそういうものは、この間いろいろ変わってきて、昔はフロッピーディスクとかあったのが、USBとか、今、クラウドとかというふうになったりしています。そういうものをうまく有効に合理的に活用するというのが、私たちも必要だというふうに思っております。

そういう点では、方針を運用する中で、議員の自立性とか、もしくは区民の方のいろんな機微にわたる情報も私たち受けて相談して、それが議会の中で生きるということも当然あるわけですね。そういう点については、きちんと切り分けて運用していく必要があるかなというふうに思っております。そのことは申し述べておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○名取委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 その他に入ります。

委員会記録についてです。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでご

ございました。

午前 10時12分 閉会